

後期高齢者が安心できる医療保険制度にするための意見書

75歳以上の後期高齢者を対象にした「後期高齢者医療制度」の実施を前に具体的な内容が明らかにされるにつれ高齢者に大きな不安が広がっています。

高齢者の場合は「公的年金のみ収入」の方の比率は高く、基礎年金のみの高齢者も少なくないのが現実です。後期高齢者医療の保険料は、加入者全員から徴収する制度になっており、生活実態を踏まえた保険料と減免制度の設定が必要です。

また、現在の老人保健制度では、後期高齢者も含めて健康診断制度が実施されています。政府の審議会においても「糖尿病等の早期発見のためには高齢者の健康診断は非常に重要である」と指摘されています。努力事項ではありますが、後期高齢者の健康診断は、従来どおり実施することが望まれます。

さらに現行制度では禁止されている窓口全額負担になる資格証明書が発行される計画です。後期高齢者にとって医療を受けることは命綱です。月1万5千円未満の年金の少ない方が保険証を取り上げられて治療を続けられるでしょうか。戦後の日本の復興に貢献された高齢者に冷たい仕打ちではないでしょうか。

大きく変更される制度の内容を当事者の後期高齢者は、ほとんど知らされていません。せめて介護保険実施の際に行われた説明会や恒常的に意見を聴取する仕組みをつくることは高齢者の共通した願いです。

以上の趣旨から宮城県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者の生命と健康を守るために、より良い制度運営を行えるように下記の事項を要請します。

記

- 1 高齢者の生活実態に即した保険料とすること。併せて、広域連合独自の減免制度をつくること。
- 2 資格証明書は発行しないこと。
- 3 健康診断は、今までどおり受けられるようにすること。
- 4 高齢者の意見を反映できる仕組みをつくること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年9月28日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿